

1 ゴミの分別について

ただいまのかねこしゅんや金古隼弥議員のご質問にお答え申し上げます。

ゴミの分別についてであります。 「現在沼田市では、どのような対策を行っているのか？」 についてですが、本市では家庭から出されるごみは、ルールを守ってごみ置き場、いわゆるごみステーションに出していただくよういろいろな対策を行っております。

まず、毎年4月に「家庭ごみ収集カレンダー」をお配りしています。それぞれの地域によって燃やせるごみ、燃やせないごみ、また資源となるものを近くのごみ置き場に出せる日のお知らせをすると同時に、ごみの分別と出し方をわかりやすく絵を入れて説明しています。

また、平成26年4月に「家庭ごみの分け方・出し方」という冊子を利根町を除いた市内全戸にお配りしました。これは、市によく問合せのあるごみの分別のわかりづらいものや間違いやすいものを50音順に掲載しているものですので、ごみを分別するときに役立てて欲し

いと思います。

それから、ごみ置き場に間違っただけの出し方をしたごみには、「このごみはルール違反です。」という×印のついたシールをごみ袋に貼ってそのごみを家庭に持ち帰って、もう一度ルールや分別を確認していただくような取り組みも行っています。しかしながら、間違っただけのごみを持ち帰らない方もいて、ごみ置き場が危ない状態になっているところもあります。

本市には「沼田市環境保健協議会」という組織があって、それぞれの地域に役員さんがおりますが、その役員さんや区長さんを中心に、ごみ置き場の管理や分別の推進などいろいろな分野でご協力をいただいております。

このように本市では、市の広報紙やホームページ、お知らせなどにより繰り返し広く呼びかけております。

また、「市民のみなさんができること」としましては、3アール運動といわれる「リデュース（ごみを減らしたり出さないようにすること）、リユース（ものを繰り返し使うこと）、リサイクル（いらなく

なったものを原材料にして、また同じものや他のものを作ること)」
の活動を進めていくという中で、みなさん一人ひとりが「必要な分だけ買う」「食べ残しをしない」「必要なもの以外買わない」「壊れても直せるものは直して使う」などや、「缶やびん、ペットボトル・プラスチック・金属など資源となるものはなるべく細かく分別する」ことなどに気をつけていただければごみを減らすことに繋がり、さらにごみ置き場も危険でなくなるということになると考えております。

本市としては、これからもいろいろな対策に取り組んでまいりますので^{かねこ}金古議員にも、ご協力いただきたいと思います。

以上申し上げまして、^{かねこしゅんや}金古隼弥議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。